第明治三十五種郵便物認可

別表六(三十一)の記載要領⑴中「特別控除)、」を「特別控除）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第８号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（⑴及び⑵において「平成15年旧措置法」という。）第42条の11第３項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」及び「又は平成15年旧措置法第68条の15第３項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同⑵中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）」に改め、「又は平成15年旧措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の８第３項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「、平成16年旧措置法」を「又は平成16年旧措置法」に改め、「又は平成15年旧措置法第68条の11第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の12第３項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六(三十一)とする。

別表七㈠の記載要領第三号⑶を削り、同号⑷中「令和２年改正法附則第20条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」に改め、同号⑷を同号⑶とする。

別表七㈡付表一の記載要領第三号⑴中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び次号において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度を除く。）」を削り、同号⑵を削り、同号⑶中「令和２年改正法附則第20条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」に改め、同号⑶を同号⑵とし、同第四号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶中「又は令和２年改正法附則第21条第３項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）に規定する連結欠損金個別帰属額」を削り、同号⑶を同号⑵とし、同第十一号を次のように改める。

11　当該事業年度が法第57条第２項に規定する合併等事業年度である場合には、同項に規定する被合併法人等の最後事業年度（適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この号において同じ。）の確定申告書に添付された別表七(一)（当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書（国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書をいう。）のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類）の写しを添付すること。

別表七㈡の記載要領第一号⑵中「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（⑷及び次号⑷において「移行承認事業年度」という。）を除く。」を削り、同号㋑を削り、同号⑤を同号㋑とし、同第三号㋑を削り、同第六号を次のように改める。

6　「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「５」）　⑻」の欄は、当該通算法人が法第57条第６項に規定する時価評価除外法人（次号において「時価評価除外法人」という。）に該当しない場合には、「０」と記載すること。

別表七㈢の記載要領第七号中「通算法人」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされた法人を除く。）」を加える。

別表七㈣の記載要領第一号⑵中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑶及び⑷において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度を除く。）」を削り、同号㋑を削り、同号㋒中「令和２年改正法附則第20条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」に改め、同号⑷を同号⑶とする。

別表七㈣付表の記載要領第一号⑵中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑶において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（⑶において「移行承認事業年度」という。）を除く。）」を削り、同号㋑を削る。

別表七㈣付表の記載要領第一号中「場合」の次に「（同条第11項第２号に規定する財務省令で定める場合を含む。）」を加え、同第二号中「第119条の３第11項第２号」を「第119条の３第11項第１号ロ」に改め、同第六号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　令第119条の３第11項第２号に掲げる場合に該当する場合の記載は、次によること。

⑴　「⑼」から「⒅」までの各欄は、記載しないこと。

⑵　「特定支配後増加利益剰余金額（⑿＋⒀－⒅（マイナスの場合は０））　⒆」の欄は、令第119条の３第11項第２号に定める金額を記載すること。